



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成14年6月11日火曜日 第1363号

◇ 目次 ◇ 規 則

愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則の一部を改正する規則..... 753

告 示

鳥獣保護区の設定に関する公聴会の開催（2件）..... 753

家畜人工授精師の免許証の交付..... 753

保安林の指定の解除（2件）..... 754

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告..... 754

規 則

○愛媛県規則第47号

愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年6月11日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則（昭和27年愛媛県規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1 20の部中H C V抗体価精密測定の項の次に次のように加える。

H C V核酸同定検査		同	3,840円
-------------	--	---	--------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第1151号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）第8条ノ8第4項において準用する同法第1条ノ5第6項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催する。

○愛媛県告示第1153号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第18条及び第32条の規定により、家畜人工授精師の免許証を次のとおり交付した。

平成14年6月11日

愛媛県知事 加戸守行

免許番号	免許年月日	家畜の種類	免許資格	本籍地	現住所	氏名 生年月日
第1766号	平成14年6月11日	牛	家畜人工授精の業務	愛媛県	今治市小泉五丁目12番地27号グランディール小泉303号	八幡典寿 昭和53年1月3日

平成14年6月11日

愛媛県知事 加戸守行

1 日時 平成14年7月9日（火）午後1時半

2 場所 松山市北持田町132
松山地方局7階大会議室

3 案件 次の鳥獣保護区の設定
(1)名称 重信川河口鳥獣保護区
(2)所在地 松山市、伊予郡松前町及び砥部町
(3)面積 465ヘクタール
(4)存続期間 平成14年11月1日から平成24年10月31日まで

4 その他 公聴会開催に関する問い合わせ先は、次のとおり。

松山地方局産業経済部林業課

（電話089 932 5934）

○愛媛県告示第1152号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）第8条ノ8第4項において準用する同法第1条ノ5第6項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催する。

平成14年6月11日

愛媛県知事 加戸守行

1 日時 平成14年7月4日（木）午前10時

2 場所 南宇和郡御荘町平城3048
宇和島地方局御荘庁舎3階会議室

3 案件 次の鳥獣保護区の設定
(1)名称 節崎池鳥獣保護区
(2)所在地 御荘町
(3)面積 8ヘクタール
(4)存続期間 平成14年11月1日から平成24年10月31日まで

4 その他 公聴会開催に関する問い合わせ先は、次のとおり。

宇和島地方局産業経済部御荘林業課

（電話0895 72 0931）

○愛媛県告示第1154号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成14年6月11日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 解除に係る保安林の所在場所
越智郡大三島町大字宮浦6813の2、6936の2、6936の3、6937の2
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
用水路用地とするため

により、次のように保安林の指定を解除する。

平成14年6月11日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 解除に係る保安林の所在場所
松山市泊町甲462の209（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
魚つき
- 3 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び松山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1155号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成14年6月11日

愛媛県知事 加戸守行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成14年5月31日	特定非営利活動法人えひめ障害者ヘルパーセンター	金村厚司	松山市紅葉町3番45号	障害者支援費制度の実施にあたり、利用者とサービス提供者とが対等な関係で過不足ないサービスが提供されるよう、またサービスに直接携わるヘルパーの地位と資質が向上するよう事業を行うことにより、福祉社会の実現に寄与することを目的とする。